

令和3年5月10日

第106回 神戸市個人情報保護審議会

新たに個人情報等を電子計算機
処理することについて
(報告)

新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）

【神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号，類型事項（答申 910 号）別紙 1（条例第 11 条第 1 項）及び別紙 2 に基づく報告事項】

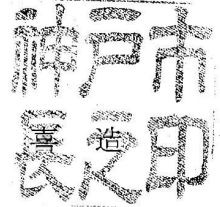
システム名	概要	システム稼働（業務開始）時期	実施機関
公民連携ポータルサイト構築および提案内容の情報管理ツールの導入	①公民連携ポータルサイトにて民間事業者からの提案を受付 ②民間事業者からの提案、所管課との連携、連携実績の情報一括管理・分析	令和 3 年 3 月 22 日	企画調整局 つなぐラボ
本庁舎内電話の市民対応の品質向上等に向けた通話録音システム	市役所 1 号館の電話端末のモバイル化にあたり、電話業務の可視化および改善を進め、市民対応の品質向上を図るため、通話録音サーバを設置し、通話録音による詳細なログ管理・分析を行う	令和 3 年 3 月 29 日	企画調整局 デジタル戦略部
マイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認システム	厚生労働省から交付された「医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、マイナンバーカード等による「オンライン資格確認」を行う。	令和 3 年 10 月 1 日（未定）	地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部

(様式4)

神企つ第 86 号
令和 3 年 4 月 5 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
公民連携ポータルサイト構築および提案内容の情報管理ツールの導入
- 2 システムの概要
 - ①公民連携ポータルサイトにて民間事業者からの提案を受付
 - ②民間事業者からの提案、所管課との連携、連携実績の情報一括管理・分析
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 3 年 3 月 22 日から
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 担当者及び連絡先
担当者：企画調整局つなぐラボ
連絡先：078-322-6687（内線 2318、2338）

(様式 3)

企情第 4751 号の 2
令和 3 年 3 月 19 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

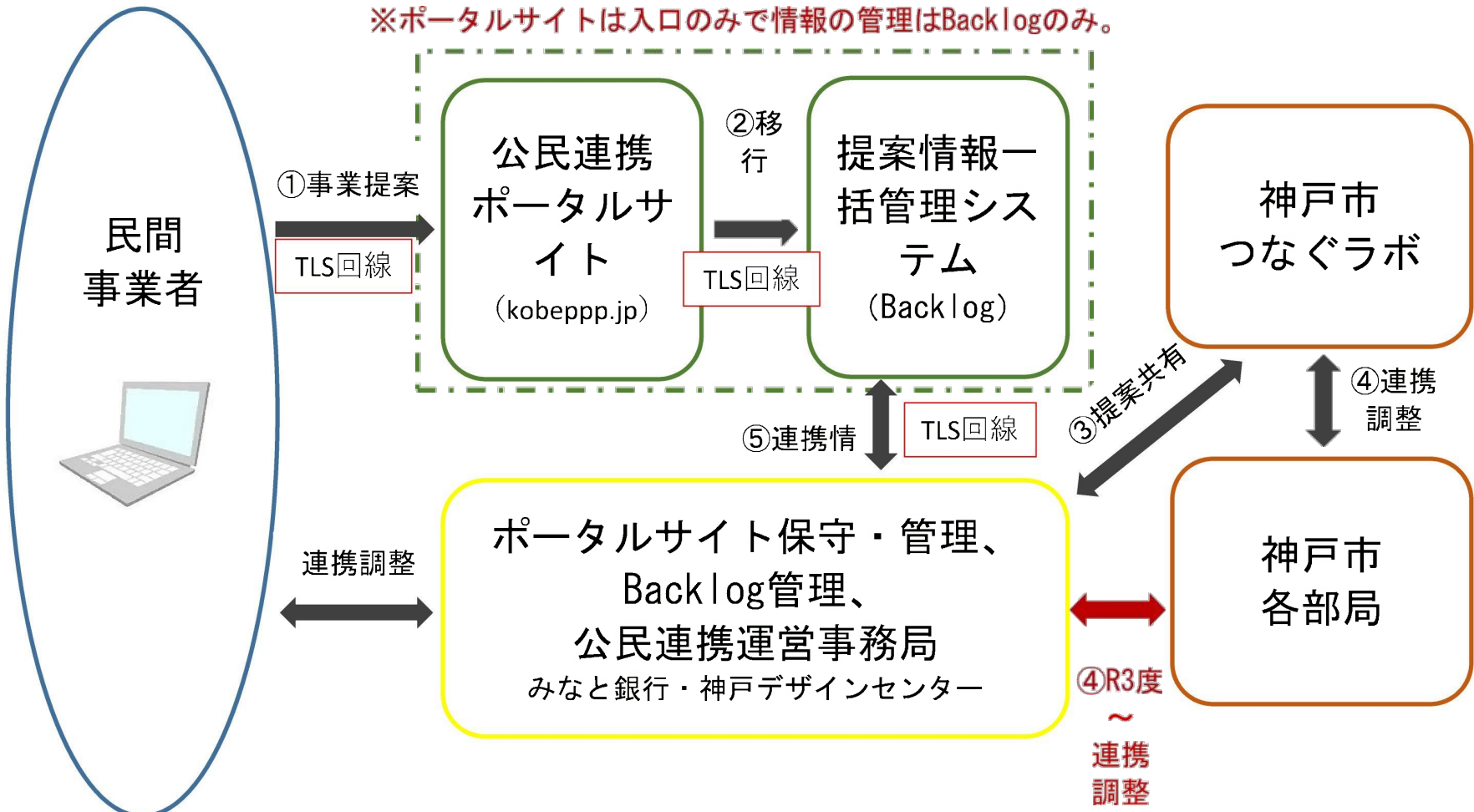
新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名 (システムの名称)
公民連携ポータルサイト構築および提案内容の情報管理ツールの導入
- 2 システムの概要
 - ①公民連携ポータルサイトにて民間事業者からの提案を受付
 - ②民間事業者からの提案、所管課との連携、連携実績の情報一括管理・分析
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 3 年 3 月 22 日から
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関 (所属の名称)
企画調整局つなぐラボ

システム構成図・個人情報の流れ

※ポータルサイトは入口のみで情報の管理はBacklogのみ。



- ①事業提案：公民連携サイトの提案入力フォームに提案内容等を入力。
- ②移行：運営事務局が提案入力フォームの内容をシステムへ移行する。
- ③提案共有：システムに提案内容が保存されれば、当ラボに連絡し、提案内容を共有する。
- ④連携調整：R2度は、つながラボが所管課と調整する。R3度以降は、所管課との調整についても運営事務局が実施。
- ⑤連携情報の更新：提案企業と所管課との調整の進捗状況、連携実績、連携できなかった場合の理由等を更新。

(様式4)

企テ第 518 号
令和 3 年 4 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

本庁舎内電話の市民対応の品質向上等に向けた通話録音システム

2 システムの概要

本庁 1 号館の電話端末のモバイル化にあたり、電話業務の可視化および改善を進め、市民対応の品質向上を図るため、通話録音サーバを設置し、通話録音による詳細なログ管理・分析を行うシステム

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 3 年 3 月 29 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10, 条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関（所属の名称）

企画調整局情報化戦略部イノベーション担当

(様式3)

企情第 4850 号の 2
令和 3 年 3 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

本庁舎内電話の市民対応の品質向上等に向けた通話録音システム

2 システムの概要

本庁 1 号館の電話端末のモバイル化にあたり、電話業務の可視化および改善を進め、市民対応の品質向上を図るため、通話録音サーバを設置し、通話録音による詳細なログ管理・分析を行うシステム

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 3 年 3 月 29 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10, 条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関 (所属の名称)

企画調整局情報化戦略部イノベーション担当

概要

本庁 1 号館の電話端末のモバイル化にあたり、通話録音サーバを設置し、通話録音による詳細なログ管理・分析を可能とすることで、電話業務の可視化および改善を進め、市民対応の品質向上を図る。

- ・本庁 1 号館庁内ネットワーク上に通話録音サーバを設置

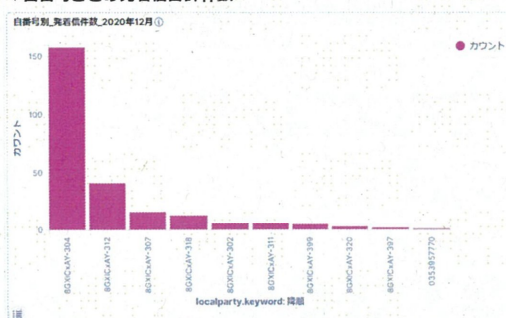
本庁 1 号館に導入する端末が発着信する通話については、録音を実施
(システム構成図を参照)

- ・事務の流れ

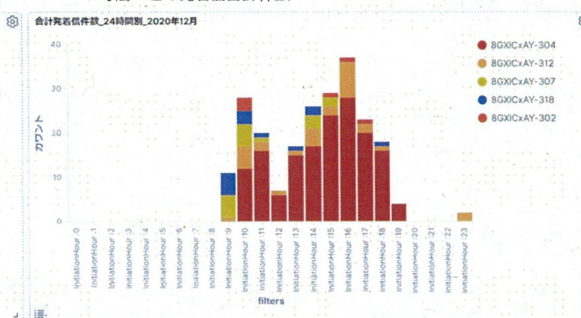
- (1) 本庁 1 号館に導入する端末が発着信する通話を自動的に録音
- (2) 録音データはサーバに格納される。(情報化戦略部の指定職員のみが確認可能)
- (3) 情報化戦略部の指定職員は、事務処理用 PC より、ID/PASS を入力することで、管理画面からログの管理・分析等が可能。(録音データは、ログ分析に利用するのみとし、不当要求行為の録音及び録画に関する要領に該当する案件を除き、2 次的利用は行わない。)
- (4) 録音データの音声は一定期間(2 週間)で削除する。

《参考》ログ解析イメージ

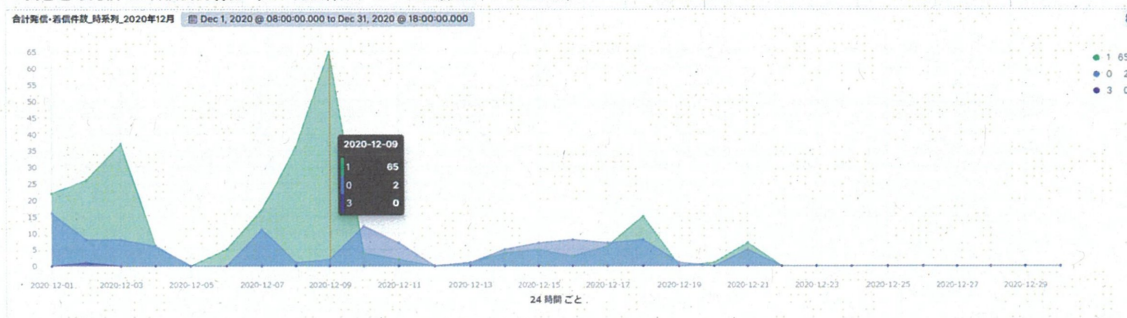
▼自番号ごとの発着信合計件数



▼時間ごとの発着信合計件数



▼日ごとの発信 & 着信合計件数 (1 = 発信件数、2 = 着信件数、3 = その他)



実施計画

～令和3年3月28日 環境構築、現行環境からの移行作業

令和3年3月29日～ 運用開始(モバイル化および通話録音管理サーバの稼働)

個人情報保護対策

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。また、委託事業者との間で締結する委託契約約款に個人情報等の保護に関する事項を盛り込み、前記条例の趣旨を徹底させる。

(1) システム上の保護

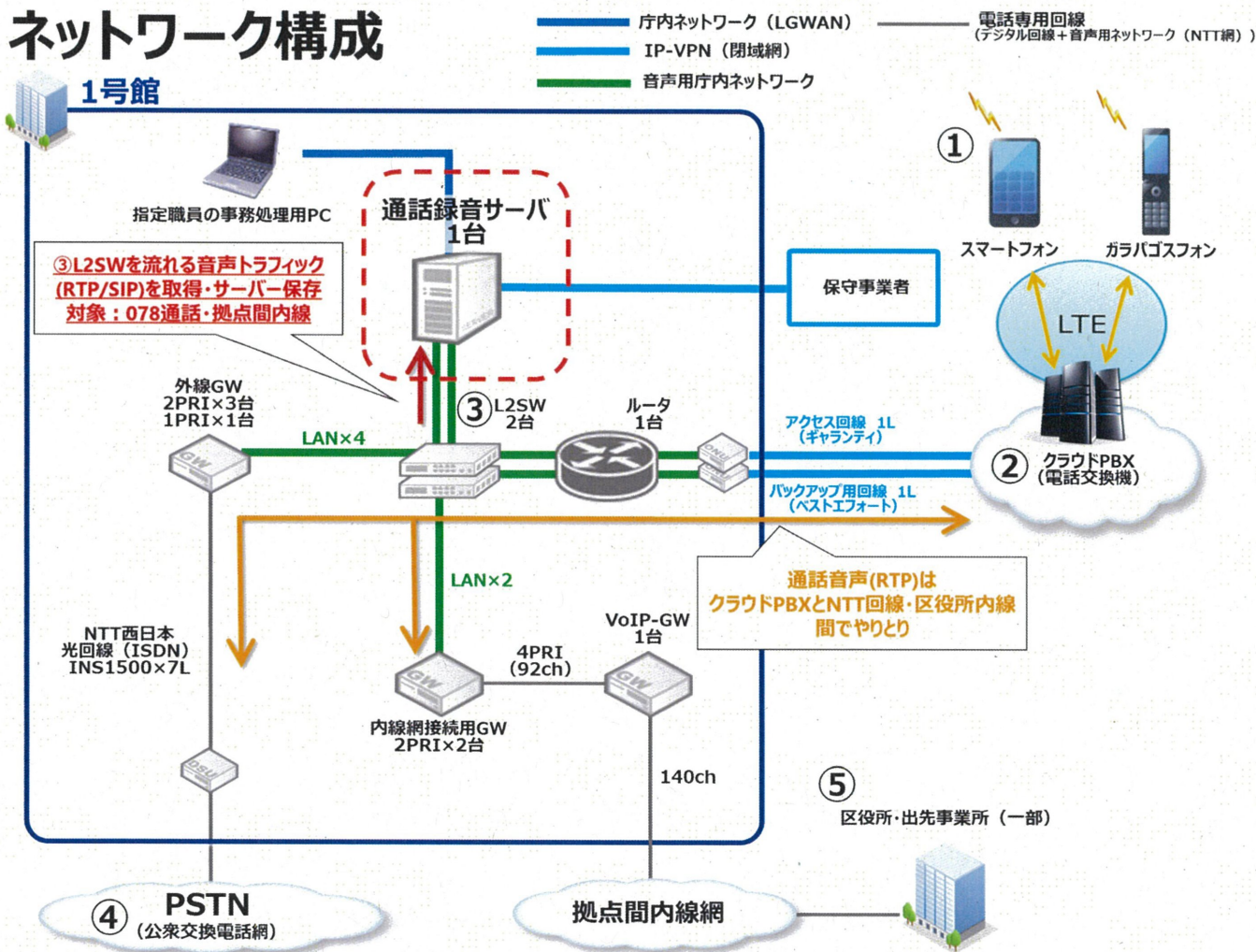
- ▶ システムへのログインは、IDとパスワードによる認証を行うことで、指定職員のみ限定する。
- ▶ 通話録音データを保持するサーバは、ファイヤーウォールを設置し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。
- ▶ 通話録音データを保持するサーバは、入退室制限を設けた保管施設(本庁1号館電話交換機室)に設置するサーバで一括管理する。
- ▶ システムの証跡(ログ)管理を行う。
- ▶ 使用中の者がシステムを一定時間継続して操作していない場合、自動的にロックされる。
- ▶ 通話録音データは、一定期間で削除する仕組みを取り入れる。

(2) 運用上の保護

- ▶ パスワードは定期的に変更するとともに、証跡(ログ)管理を行う。
- ▶ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行い、厳正な運用を徹底する。
- ▶ 通話録音データは、通話ログ管理以外の利用は行わないものとし、不当要求行為の録音及び録音に関する要領に則った録音を除き、二次的利用を行わせないよう厳正に取り扱う。

【参考：システム構成図】

ネットワーク構成



- ① 端末…職員が利用する端末
- ② クラウド PBX…クラウド上の電話交換機 (電気通信事業者が設置)
- ③ L2SW (スイッチ)…ネットワーク上でデータの行き先を振り分ける機器
- ④ PSTN (公衆交換電話網)…一般の公衆電話網
- ⑤ 区役所・出先事業所 (一部 (本庁 2,3 号館建替えに伴う移転拠点など))

■ 通話音声データの流れ ■

・外線 (078 通話)

└ 発信 : ① → ② → ③ → ④

└ 着信 : ④ → ③ → ② → ①

・拠点間内線

└ 発信 (本庁側) : ① → ② → ③ → ⑤

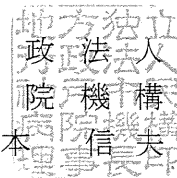
└ 着信 (本庁側) : ⑤ → ③ → ② → ①

(様式4)

神本部第552号
令和3年3月31日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

地方独立行政法人
神戸市民病院機構
理事長 橋本 信夫



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

マイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認システムの導入について

2 システムの概要

厚生労働省から交付された「医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）に基づき、マイナンバーカード等による「オンライン資格確認」を行うもの。（別図のとおり）

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和3年3月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例11条第1項 類型10、条例11条第2項第2号 類型3
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 担当者及び連絡先

担当者：独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課
連絡先：078-302-4321

(様式3)

企情第4718号の2
令和3年3月26日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)
森 浩三

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名(システムの名称)

マイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認システムの導入について

2 システムの概要

厚生労働省から交付された「医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)に基づき、マイナンバーカード等による「オンライン資格確認」を行うもの。(別図のとおり)

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 令和3年3月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例11条第1項 類型10, 条例11条第2項第2号 類型3
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関(所属の名称)

地方独立行政法人神戸市民病院機構 法人本部経営企画室

マイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認システムの導入について
 【 条例第 11 条 「電子計算機処理の制限」 について 】

1. システムの概要

(1) 主な事務の流れ

オンライン資格確認の主な事務の流れは以下のとおりである。

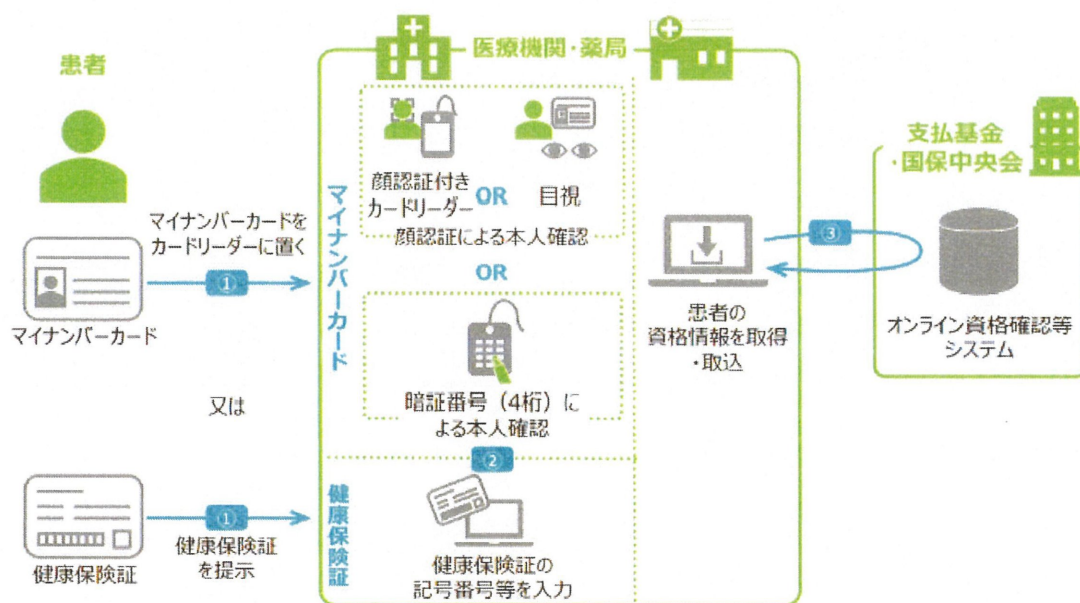


図) 運用構成図 (厚生労働省 HP より)

1) 患者がマイナンバーカードを利用する場合

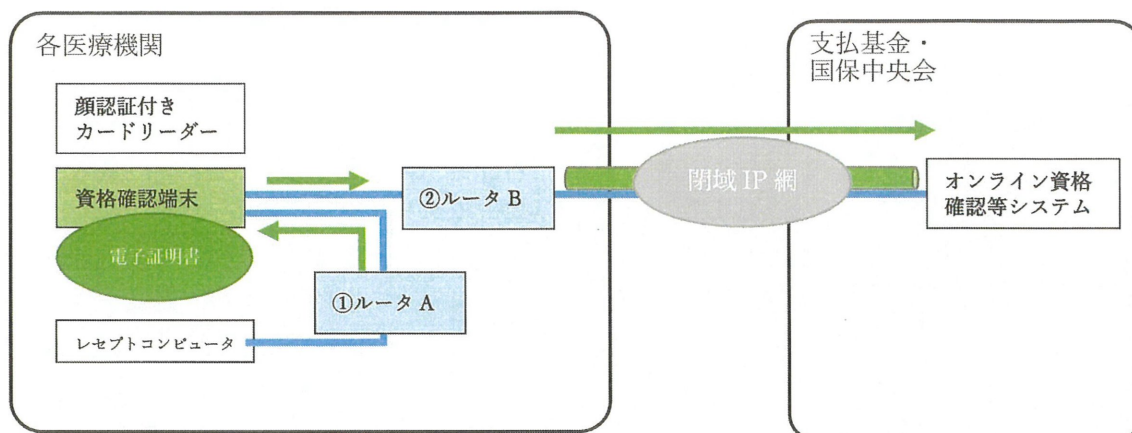
- ① 患者は院内に設置されたカードリーダーにマイナンバーカードをセットする。
- ② 患者はカードリーダーにおいて顔認証または暗証番号 (4桁) による本人確認を行う。
- ③ 医療機関は患者の保険情報等をオンライン資格確認等システムに照会し、必要な患者の資格情報を取得・取込を行う。

2) 患者が健康保険証を利用する場合

- ① 患者は健康保険証を医療機関に提示する。
- ② 医療機関は患者の健康保険証の記号番号等を資格確認端末に入力する。
- ③ 医療機関は患者の保険情報等をオンライン資格確認等システムに照会し、必要な患者の資格情報を取得・取込を行う。

2. 構築するシステムの構成図

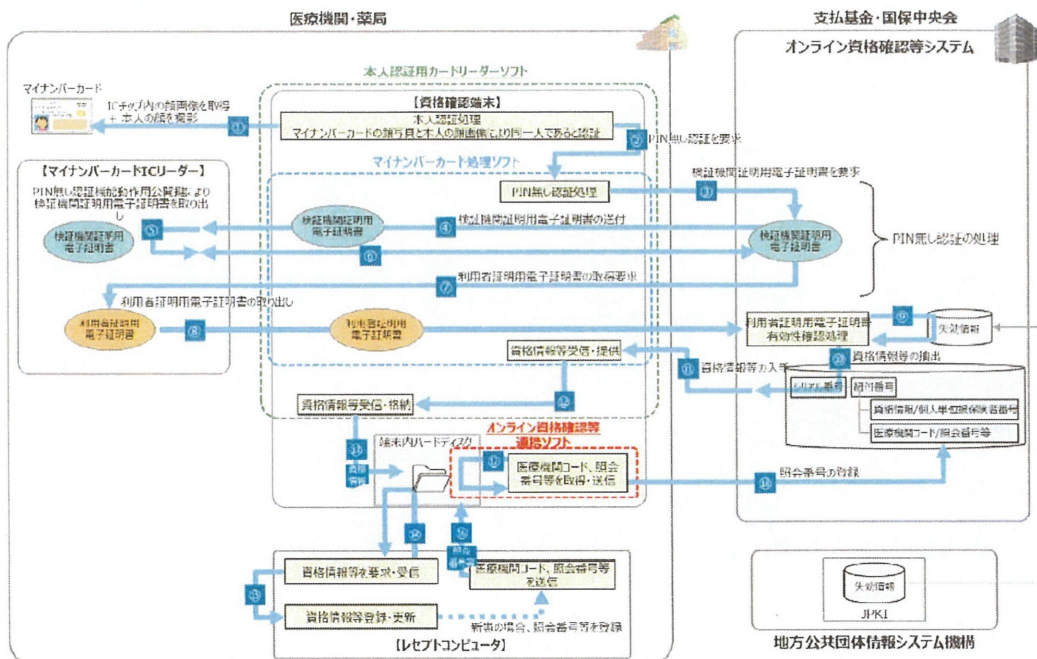
オンライン資格確認システムにて構築するシステムの構成図は以下のとおりである。



- (1) 各医療機関における、資格確認端末等を含む医療情報システムと、外部のオンライン資格確認等システムとは、閉域 IP 網を利用した IP-VPN 接続方式とする。
- (2) また、IP-VPN 接続方式は、センターエンド型 (1 対 N 接続) のネットワークサービスを利用しており、エンド対エンド (医療機関間) での通信が不可になるよう制御されている。
- (3) 各医療機関で設置するルーター A においては、レセプトコンピュータから資格確認端末への通信を許可し、資格確認端末からレセプトコンピュータへの通信を拒否するためのステートフルインスペクション機能の有効化するしくみを構築する。
- (4) 各医療機関で設置するルーター B においては、ステートフルインスペクションの機能を有効化し、外部からのアクセスを制限するしくみを構築する。
- (5) 以上による他、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5 版」に準拠し、システムを構築する。

3. 取扱う個人情報のデータの流れ

例として、マイナンバーカードを用いた顔認証を行って資格確認を行うデータの流れは以下のとおりである。



以上